

山梨県公報

第千四百七号

平成十五年

八月十四日

木曜日

目次

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名等の変更の届出……………五二一
 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出……………五二一
 土地改良区役員 の 退任及び就任(二件)……………五三二
 換地処分の実施……………五三三
公安委員会
 落札者等の決定について……………五三三
 遊技機の型式の検定……………五三三

公 告

● 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名等の変更の届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十五年十二月十四日まで縦覧に供する。
 平成十五年八月十四日

一 届出者の氏名又は名称及び住所
 山梨県知事 山 本 栄 彦

氏名又は名称	住 所
株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅	群馬県高崎市高岡町三百八十番地

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (-) 名称 カインズホーム甲西店

- (二) 所在地 南アルプス市西南湖字上河原三百二十五番
 変更した事項

変 更 事 項	変更後の代表者の氏名
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

- 3 変更の年月日
 平成十五年五月十九日
 届出年月日
 平成十五年七月四日

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定による届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十五年十二月十四日まで縦覧に供する。
 平成十五年八月十四日

一 届出者の氏名又は名称及び住所
 山梨県知事 山 本 栄 彦

氏名又は名称	住 所
株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅	群馬県高崎市高岡町三百八十番地

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (-) 名称 カインズホーム 富士吉田店
 (二) 所在地 富士吉田市上吉田字城山東三千七百九十七番一
 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前七時から午後七時まで	午前八時から午後六時まで

3 変更の年月日

平成十五年七月四日

三 届出年月日

平成十五年七月四日

● 土地改良区役員の変更及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、笛吹川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成十五年八月十四日

山梨県知事 山本 栄彦

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	梶原 俊一	東八代郡御坂町上黒駒三四七番地	平成十五年七月二十四日
同	祖父江 正	八代町米倉九一七番地	同
同	梶原 正季	北一六七四番地	同
同	小澤 恒夫	境川村石橋二〇七七番地一	同
同	吉田 英雄	中道町上曾根三一九四番地	同
同	功刀 一春	豊富村木原一〇九四番地二	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	浅川 朝世	東八代郡御坂町二之宮一五〇七番地	平成十五年七月二十五日
同	樋口 猛	八代町南一〇二三番地	同

同	風間 好美	北一〇九三番地	同
同	龍澤 敦	境川村前間田一四七番地二	同
同	小林 玄祥	中道町下曾根七番地	同
同	植村 貴幸	豊富村関原三三八番地	同

● 土地改良区役員の変更及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、檜山土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成十五年八月十四日

山梨県知事 山本 栄彦

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	利根川 袈裟三	北巨摩郡高根町清里五四三番地	平成十五年七月三十一日
同	利根川 兵二	四八一番地一	同
同	利根川 好正	六五〇番地	同
同	津金 秀男	一三三二五番地	同
同	浅川 忠男	一八七七番地	同
同	浅川 永久	二六八五番地	同
同	浅川 隆章	二四八一番地	同
同	浅川 亥津弘	二一六七番地	同
同	小清水 袈孝	二二三六番地	同
同	浅川 文樹	二二一一番地	同
同	大柴 治重	浅川二六八番地三三	同

なお、検定の有効期間は、平成十八年八月十三日までとする。
平成十五年八月十四日

山梨県公安委員会
委員長 吉 泉 信 一

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要	型式名	製造又は輸入業者名	検定番号	遊技機の種類及び区分
					動作用
サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二三番一号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRワイワイピンゴフト	サミー株式会社	三〇〇四〇八	第一種特別電動役物
株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島敏博 愛知県名古屋市中川区太平通一丁目三番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRマイマイ W	株式会社高尾	三〇〇四八四	第一種特別電動役物
株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島敏博 愛知県名古屋市中川区太平通一丁目三番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRマイマイ Y	株式会社高尾	三〇〇四九九	第一種特別電動役物
奥村遊機株式会社 代表取締役 上野栄作 愛知県名古屋市中区鶴舞二丁目一番一八号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRバツク・トウ・ザ・フューチャー IS	奥村遊機株式会社	三〇〇五一二	第一種特別電動役物

奥村遊機株式会社 代表取締役 上野栄作 愛知県名古屋市中区鶴舞二丁目一番一八号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRバツク・トウ・ザ・フューチャー	奥村遊機株式会社	三〇〇五三七	動作用
奥村遊機株式会社 代表取締役 上野栄作 愛知県名古屋市中区鶴舞二丁目一番一八号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	バツク・トウ・ザ・フューチャー P	奥村遊機株式会社	三〇〇五四二	第一種特別電動役物
ベルコ株式会社 代表取締役 鈴木暢晃 東京都台東区東上野一丁目二番一三号佐藤ビル二階	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	ベルラツシュロ	ベルコ株式会社	三四〇二九〇	第一種特別電動役物
ベルコ株式会社 代表取締役 鈴木暢晃 東京都台東区東上野一丁目二番一三号佐藤ビル二階	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	ベルラツシュロ 30	ベルコ株式会社	三四〇二九一	第一種特別電動役物
株式会社銀座 代表取締役 伊藤一博 愛知県名古屋市中区大幸一丁目一〇番一五号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRノリコノリ	株式会社銀座	三〇〇三五八	第一種特別電動役物
株式会社銀座 代表取締役 伊藤一博 愛知県名古屋市中区大幸一丁目一〇番一五号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRノリコノリ	株式会社銀座	三〇〇二六五	第一種特別電動役物

<p>京楽産業株式会社 代表取締役 役 榎本宏 愛知県名古屋市中川区尾頭橋 三丁目二〇番八号</p>	<p>株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一 丁目一番四号</p>	<p>株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一 丁目一番四号</p>	<p>株式会社サンセイアールアン ドデイ 代表取締役 梅村義 孝 愛知県名古屋市中区丸の内二 丁目一番一三三号</p>	<p>株式会社サンセイアールアン ドデイ 代表取締役 梅村義 孝 愛知県名古屋市中区丸の内二 丁目一番一三三号</p>	<p>株式会社サンセイアールアン ドデイ 代表取締役 梅村義 孝 愛知県名古屋市中区丸の内二 丁目一番一三三号</p>
<p>勤役物</p>	<p>勤役物</p>	<p>勤役物</p>	<p>勤役物</p>	<p>勤役物</p>	<p>勤役物</p>
<p>ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物</p>	<p>ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物</p>	<p>ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物</p>	<p>ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物</p>	<p>ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物</p>	<p>ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物</p>
<p>C R お祭 りサブチ ゃんMR</p>	<p>C R お茶 の間劇場</p>	<p>C R お茶 の間劇場</p>	<p>C R お茶 の間劇場</p>	<p>C R お茶 の間劇場</p>	<p>C R お茶 の間劇場</p>
<p>京楽産業 株式会社</p>	<p>株式会社 サンセイ アールア ンドデイ</p>	<p>株式会社 サンセイ アールア ンドデイ</p>	<p>株式会社 サンセイ アールア ンドデイ</p>	<p>株式会社 サンセイ アールア ンドデイ</p>	<p>株式会社 サンセイ アールア ンドデイ</p>
<p>三〇〇四八七</p>	<p>三〇〇五四四</p>	<p>三〇〇五二八</p>	<p>三〇〇五二八</p>	<p>三〇〇五二八</p>	<p>三〇〇五六三</p>

<p>株式会社ミズホ 代表取締役 安藤壽雄 東京都江東区有明三丁目一番 地二五</p>	<p>勤役物</p>
<p>回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)</p>	<p>ニダイメ ゴエモン サンジヨ</p>
<p>株式会社 ミズホ</p>	<p>株式会社 ミズホ</p>
<p>三四〇四四一</p>	<p>三四〇四四一</p>

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 ㈱サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番